- 1【 】未公表の著作物は、公正な慣行に合致し、その目的上必要な範囲内で行ったとして も、著作権者の許諾を得ずに引用することはできない。
 - 【○】未公表を引用で利用すると引用したものが公表されることとなり、公表権が侵害される結果となる。

(引用)

- 第三十二条 <u>公表された著作物</u>は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。
- 2【 】観客から料金を徴収せず、実演家に報酬も支払わない場合であれば、実演された著作物を著作権者の許諾を得ずに公衆送信することができる。
 - 【×】上演はできるが公衆送信は不特定多数の者への送信となり著作権者の権利に影響が多 きいからできない。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 3【 】個人的に使用する目的であれば、本人が本人以外の者に著作権者の許諾を得ずに著作物の複製をさせることができる場合がある。
 - 【○】本人だけでなく家族も同じ扱いであるから、家族が複製することは許容される。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に 又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的と するときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。